

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主・投資家の皆様をはじめとする社会全体に対して、経営の透明性を高め、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させるため、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制と株主重視の公正な経営システムを構築し、維持することを重要な施策としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社致知	634,400	21.15
C. I. F. HOLDING株式会社	400,000	13.33
シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社	185,200	6.17
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	107,400	3.58
エーワン精密従業員持株会	55,300	1.84
Black Clover Limited	37,800	1.26
中西崇介	32,600	1.09
佐藤昭三	24,000	0.80
竹内忠夫	23,600	0.79
大橋逸夫	21,800	0.73

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	6月
業種	精密機器
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

1. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社は監査等委員会と協議をして必要な使用人の配置、補助業務の円滑な遂行が可能な体制を整えるものとする。また、当該使用人については監査等委員会の管轄とし、業務執行取締役等からは独立した立場を確保する。
2. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人が、監査等委員会に報告を行ったことにより不利な取り扱いを受けることがないようにする。
3. 監査等委員会がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をした場合、その職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用を支払うものとする。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会と会計監査人は四半期の監査時期には、定期的に接触し、情報交換や必要に応じて打ち合わせを実施し、連携して相互の監査の実効性を高めております。監査等委員である常勤社外取締役は概ね月に二度のペースで内部監査部門と情報交換又はヒアリング等により業務の状況・適正性を連携し確認しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

インセンティブの付与如何によって経営に対する貢献度が変わるとは思われないため実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

前期における当社取締役および監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。
 取締役(監査等委員を除く) 4名 67,730千円(役員退職慰労引当金 11,730千円を含んでおります。)
 取締役(監査等委員) 3名 7,905千円(うち社外取締役2名 2,955千円)
 監査役 3名 2,635千円(うち社外監査役2名 985千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役に対する報酬限度額は平成27年9月27日の定時株主総会における決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く)年額100,000千円、監査等委員である取締役年額20,000千円以内と定められております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役には、社内の重要事項・方針等の情報を管理グループより文書あるいは口頭にて報告しております。また、社外取締役より資料の提出、説明等の要請があった場合には、即時対応するようにしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

- (1). 業務執行の状況
 当社の取締役会は原則毎月1回以上開催し、経営全般にわたる方針、計画等の討議決定、月次業績報告及び市場動向・顧客情報等の報告を行っております。
 また、必要に応じて経営会議が開催され、経営環境の変化などに迅速かつ確に対応しております。
- (2). 内部監査及び監査等委員会監査の状況
 当社では、内部管理体制の強化を図り、経営活動の信頼性・効率性を確保するため、内部牽制機能が適切かつ合理的に機能する組織体制を構築いたしております。また、社内規程の整備状況につきましては、社内業務全般にわたり諸規程を体系的に整備し、明文化されたルールのもとで、各職位が権限と責任を持って業務を遂行しております。
 管理グループが社長の任命を受け内部監査を担当しており、担当者は必要に応じて監査等委員会及び監査法人との調整を行い、効率的な内部監査の実施に努めております。また、1年に最低1回は社内内の各部署の内部監査を管理部において実施し、社内規程にしたがって業務が遂行されているか確認を行っております。
- (3). 外部監査状況
 当社が監査法人A&Aパートナーズと締結した公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬は14,000千円であります。また、当該業務以外の業務に基づく報酬はありません。
 業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人
 指定社員 業務執行社員: 岡 賢 治、町 田 真 友 (監査法人A&Aパートナーズ)
 監査業務にかかる補助者の構成

公認会計士 5名 その他 1名
(注)その他は、公認会計士試験合格者等であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、監査等委員である取締役3名(うち2名社外取締役)が取締役会に出席し議決権を行使することで、業務執行取締役の職務執行に対する監督を強化するとともに、一方で重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することで経営の意思決定と業務執行の機動性を確保し、有効なコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の議決権行使環境の改善を目的として株主総会招集通知の早期発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の株主総会は、株主様にできるだけご参加いただけますように土曜日の設定と致しております。(第26期定時株主総会は、平成28年9月24日土曜日午後1時より開催致しました。)
その他	当社公式サイトに株主総会招集ご通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	一年に1回の定期的な説明会を日本アナリスト協会主催で開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報・決算情報以外の適時開示資料・株主総会招集通知・有価証券報告書・四半期報告書・アナリスト・機関投資家向け説明会の要旨及び説明会資料等を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は監査等委員会設置会社であり、取締役3名(うち社外取締役2名)で監査委員会を設置しております。監査等委員である取締役は全ての取締役会に出席し、取締役(監査等委員である取締役を除く)の業務執行の監督をし、必要に応じて意見を述べ、社内の内部監査部門、会計監査人と連携をして実効性のある監査を行っております。

また、社内機関による定期審査に加えて、内部品質監査も定期的を実施しております。内部品質監査は製造部門、営業部門等の品質マネジメントシステムの遵守状況、有効性をチェックし、継続的改善を図ることを目的として、随時十分な管理が行われる体制になっております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 当社は、社会秩序や企業活動の健全性に脅威を与える反社会的勢力及びその団体を遮断し、一切の関係を持たず、不当な要求を受けた場合は、断固として要求に応じない姿勢を維持する。
- (2) 反社会的勢力の要求には、組織として対応を図るとともに、所轄警察署等の外部専門家と連携して、社内体制の整備を行うものとする。

